

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省26-5-4)

<p>施策名</p>	<p>5-4 環境</p>		<p>担当部局名</p>	<p>産業技術環境局環境政策課</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成27年8月</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○地球温暖化対策 2050年の全世界での排出量半減という長期的目標に向け、全ての主要排出国が参加する公平で実効性ある将来枠組みの構築に向けた国際交渉に取り組むとともに、我が国の優れた環境エネルギー技術で世界に貢献する「攻めの地球温暖化外交戦略」を推進する。また、環境に配慮した事業活動の促進等により、経済と両立する形でしっかりと取り組む。</p> <p>○資源循環の推進、環境負荷の改善 資源生産性、循環利用率、最終処分量等の改善を図り、廃棄物等の発生抑制(リデュース)、部品等の再利用(リユース)、使用済み製品等の再利用(リサイクル)を促進し、循環型社会の形成を推進する。また、産業活動との両立を図りつつ環境負荷問題の改善に向けた施策を推進する。</p>			<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>5 エネルギー・環境</p>		
<p>達成すべき目標</p>	<p>○国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づく2020年までの3.8%削減目標を達成する。 ○「攻めの地球温暖化外交戦略」を推進し、地球温暖化問題に着実に対応しつつ、国際的に競争力ある経済活動を持続させる。 ○環境と経済が両立した経済社会(環境調和型経済社会)の構築をする。 ○廃棄物等の発生抑制(リデュース)、部品等の再利用(リユース)、使用済み製品等の再利用(リサイクル)を促進することで、資源の有効な利用の促進を図る。 ○産業界の取組の状況や社会全体で要するコストを踏まえた合理的な環境規制を通じ、環境負荷物質の排出を抑制し、環境を保全する。</p>			<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>○エネルギー基本計画(平成26年4月11日) ○第27回地球温暖化対策推進本部資料(平成25年11月15日) ○環境エネルギー技術革新計画(平成25年9月13日) ○「環境を『力』にするビジネス」新戦略(産業構造審議会産業と環境小委員会)(平成21年6月) ○第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)において、平成32年度において資源生産性を46万円/トン、循環利用率を17%、最終処分量を1,700万トンとすることが目標とされている。 ○レアメタルリサイクルに関する中間取りまとめ(産業構造審議会・中央環境審議会 合同会合)(平成24年9月)において、2010年代後半までの期間を「条件整備期間」と位置づけ、レアメタルのリサイクルが経済的に成り立つ状況の実現を目指し対策を講じるとされている。 ○第15回パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合報告資料「資源確保戦略」(平成24年6月) ○第四次環境基本計画(平成24年4月27日) ○産業構造ビジョン2010(産業構造審議会産業競争力部会報告書)(平成22年6月) ○レアメタル確保戦略(平成21年7月28日)において、レアメタル確保に向けた4つの柱の1つにリサイクルが位置づけられている。 ○規制改革実施計画(平成26年6月24日 閣議決定)において使用中の微量PCB含有機器についての処理方策を検討することとされた。 ○事業者等による揮発性有機化合物(VOC)排出抑制のための自主的取組促進のための指針(産業構造審議会 産業環境対策小委員会)(平成25年11月19日) ○「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」(平成25年4月26日)において、環境アセスメントの明確化・迅速化の方針が示されている。 ○東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ(平成25年4月25日)において、環境アセスメント手続きの明確化が示された。 ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成23年8月3日改正)</p>		
<p>施策の予算額(執行額) (百万円) ※24年度は補正予算、予備費は含まない。</p>	<p>24年度 18,925 (13,513)</p>	<p>25年度 19,719 (15,852)</p>	<p>26年度 15,726</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>○第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日) ○第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)</p>		

【測定指標】

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1 地球温暖化対策の推進	着実な施策の実施	26年度	地球温暖化対策の施策全体の目標の達成度合いは、参考指標も含め総合的に評価すべきものであるため、測定指標を「地球温暖化対策の推進」とし、「着実な施策の実施」を目標とする。
2 資源循環の推進、環境負荷の改善	着実な施策の実施	26年度	資源循環の推進、環境負荷の改善の施策全体の目標の達成度合いは、資源生産性や環境基準達成率等を踏まえ総合的に判断するべきであるが、それらの実績値は、当該年度の2年後に公表されるため、参考指標としてトレンドを把握した上で判断するため、測定指標を「資源循環の推進、環境負荷の改善」とし、「着実な施策の実施」を目標とする。

【参考指標】

測定指標	基準値		見込み		年度ごとの実績値						参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠	
	基準年度	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
1 国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づく2020年までの3.8%削減目標の達成 ※温室効果ガス排出量の実績値	13.50億トン	17年度	17年度比▲3.8%	32年度	12.81億トン	12.06億トン	12.56億トン	13.07億トン	13.43億トン	集計中	—	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年11月15日の地球温暖化対策推進本部において本部員の理解を得て、我が国の新たな2020年の温室効果ガス削減目標(2005年比▲3.8%)を国連気候変動枠組条約事務局に国際登録しているため。 ・なお、この目標は原子力発電を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点の目標であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとなる。
測定指標	基準値		見込み		年度ごとの見込み 年度ごとの実績値						参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠	
	基準年度	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
2 年間のJ-クレジット認証量(経済産業省予算相当分)(万t-CO2)	—	—	76	平成32年度までの累計認証量	—	—	1	1	7	11	15	<ul style="list-style-type: none"> ・J-クレジット制度は、中小企業や家庭等における省エネ・再エネ設備の導入に係る温室効果ガスの削減量等を国が認証する制度であるため。 ・J-クレジット制度の前身である国内クレジット制度及びJ-VER制度の認証実績を踏まえ、うち半分の経済産業省予算相当を試算(残りの半分は、環境省予算相当分)。 ・なお、J-クレジット制度は、平成25年に創設されたばかりであるため、今後の実績を踏まえ、適宜見直すこととする。
3 二国間オフセット・クレジット制度の署名国数	—	—	16	平成28年時点の署名国数	—	—	—	—	16	—	—	
					2	8	—	—	—	—	—	

測定指標	基準値		見込み		年度ごとの見込み 年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
	基準年度	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
										年度		
4 資源生産性	25万円/トン	平成12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・循環型社会形成推進基本法に基づく第3次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)において、資源生産性について、平成32年度までに46万円/トンにすることが目標とされているため。
			33.9	37.9	37.4	38.6	集計中	集計中	-			
5 循環利用率	約10%	平成12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・循環型社会形成推進基本法に基づく第3次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)において、循環利用率について、平成32年度までに17%にすることが目標とされているため。
			14.1	14.9	15.3	15.3	集計中	集計中	-			
6 最終処分量	約5600万トン	平成12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・循環型社会形成推進基本法に基づく第3次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)において、最終処分量について、平成32年度までに1700万トンにすることが目標とされているため。
			2,200万トン	1,900万トン	1,900万トン	1,700万トン	集計中	集計中	-			
測定指標	基準値		見込み		年度ごとの見込み 年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
	基準年度	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
										年度		
7 環境基準達成率(生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・環境基本法第16条の規定に基づき定められた水質の汚濁にかかる環境基準のうち代表的なものであるため。
			87.4	87.6	87.8	88.2	88.6	集計中	-			
8 環境基準達成率(二酸化窒素) ※自動車排出ガス測定局の値(遵守すべき環境基準は0.06ppm以下)	0.06ppm以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・環境基本法第16条第1項の規定に基づき定められた大気汚染にかかる環境基準のうち、二酸化窒素については、0.06ppm/h以下と定められているため。
			95.5	95.7	97.8	99.5	99.3	集計中	-			

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成26年 行政事業 レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度					
1 資源循環実証事業	183 (149)	218 (88)	313	平成23年度	2	資源制約の克服と環境と調和した持続的な循環型社会の形成を目指し、使用済製品のリサイクルシステムを確立するため、使用済製品を効率的かつ経済的に回収し、再資源化するための回収・技術実証を行う民間団体に対し、その経費の一部を助成(補助率1/2)する。	1-3 イノベーション	0007
2 土壌汚染対策のための技術開発(原位置処理重金属等土壌汚染対策技術開発)	77 (74)	100 (87)	71	平成23年度	2	物理化学的処理対策技術及び生物的処理対策技術による重金属等を対象とした選択的回収・浄化技術等により、特定有害物質の濃度を土壌汚染対策法で定める指定基準値以下に浄化し、その浄化費用に関して現状の掘削除去の1/2以下を目指す新たな原位置浄化技術を確立する技術開発事業について、必要となる設備費、人件費等の補助を行う。	1-3 イノベーション	0008
3 国連気候変動枠組条約事務局拠出金(京メカ関連)	25 (25)	24 (22)	31	平成19年度	1	京都議定書目標達成計画に基づき、京都メカニズムクレジットを取得する必要がある我が国は、ITLとの接続及びITLの高い信頼性を確保し、世界各国との円滑なクレジット取引を確保する必要がある。このため、ITLの運営資金を利用料として拠出する。	-	0253
4 国連気候変動枠組条約事務局拠出金	27 (0)	13 (13)	19	平成20年度	1	条約事務局における将来枠組みの検討を前進させるため、我が国から条約事務局に資金拠出を行い、条約事務局に専門的知見を持った経済産業省職員を派遣し、我が国が重視する作業に従事させる。具体的には、2020年以降の将来枠組みの検討及び市場メカニズムの制度設計等に必要となる分析作業や、COP等の国際会議における議長のサポート等の業務を実施する。	-	0254
5 非エネルギー起源温暖化対策海外貢献事業	350 (347)	250 (218)	124	平成24年度	1	適応にかかる途上国での我が国の優れた技術の実現可能性調査や、適応に関する国際動向等の調査を行い、我が国が取るべき貢献の在り方や、適応対策の「見える化」に関する知見を深め、得られた成果を国際交渉や、セミナーの場を通じて、途上国や国際機関等へ広くインプットしていく。 (※)本事業における「貢献」とは、気候変動に起因する社会課題が生じている途上国に対して、無償の援助を供与するという意ではなく、このような社会課題の解決をビジネス機会と捉え、事業を継続することを通して、途上国の社会課題への適応行動の促進に貢献していくこと。	-	0255
6 地球温暖化問題等対策調査	- (-)	322 (282)	335	平成25年度	1,2	地球温暖化問題に関する交渉において我が国としての確に対応するため、地球温暖化に関する国内外の最新の研究データ収集や国際動向の調査・分析、容器包装リサイクル法や資源有効利用促進法について、関係法令の施行状況の把握、法令の見直しのための調査・分析、環境負荷物質から生じる産業公害を防止するための施策を適切に講じるため、国内外の環境保全の状況や関連技術の動向等に関する調査・分析等を実施する。	-	0256
7 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度事業	8 (8)	8 (8)	8	平成18年度	1	本事業は、事業所管大臣である経済産業大臣に提出された報告書を、指定のフォーマット(Excelファイル)に入力・集計作業を行い、その集計結果をもとに分析を行う。	-	0257
8 認証排出削減量等取得委託費(一般会計)	712 (439)	636 (510)	7	平成18年度	1	京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)に基づき、京都議定書の削減目標(90年比▲6%)を達成するために国内対策を最大限努力してもなお生ずる不足分(▲1.6%:約1億トン)について、京都メカニズムを活用して、クレジットを取得することとされており、クレジットの取得は、同計画に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合機構(NEDO)に委託を行った。 平成26年度以降は、日本から支払った資金が適切に環境プロジェクトに使われているかについて確認する必要があるため、当該確認作業を行う。	-	0258
9 中小企業等産業公害防止対策調査費((項)環境経営・競争力強化費)(事務費)	160 (110)	158 (118)	162	-	2	本事業では、産業公害防止及び環境保全のための政策立案の観点から、海外の状況も踏まえた産業公害防止対策等の現状及び有効な対策等に関する情報を国が把握し利用するため、産業公害防止対策等に関する各種情報・データについて、民間企業等を活用して調査等を行う。また、各地域における課題に即した産業公害防止関連政策の立案につなげるため、地方経済産業局においても、民間企業等を活用して調査等を行う。さらに、国内の環境関連中小企業が持つ優れた公害防止装置・技術の海外展開推進のための政策立案の観点から、海外の産業公害防止等制度の調査、我が国と諸外国との産業公害防止等制度の比較検討、公害防止装置の海外への普及に関する調査等を行う。	-	0259

10	中小企業等産業公害防止対策調査費(項)資源循環推進費(事務費)	39 (33)	38 (29)	39	-	2	省資源・再資源化政策を進めるための基礎的な調査を実施する。	-	0260
11	資源有効利用促進等資金利子補給金	22 (21)	13 (11)	22	平成20年度	2	事業者が、金融機関から1億円以上の融資を受け、3Rの促進に資する設備の設置・改善等を行う場合に、事業者の金利負担を軽減するため、融資残高の0.4%を上限として、金融機関に利子補給金を交付する。	-	0262
12	国連気候変動枠組条約技術メカニズム拠出金	- (-)	9 (9)	11	平成25年度	1	気候変動枠組条約における技術メカニズムの要素の一つであるCTCNの運営等に係る費用として、国連気候変動枠組条約事務局またはCTCNに対して拠出を行い、我が国として今後の技術移転に関して積極的に議論に関与していく。	-	0264
13	地球温暖化対策技術普及等推進事業	1,391 (1,391)	391 (391)	6,238	平成23年度	1	二国間オフセット・クレジット制度(JCM)の導入に関する二国間文書に署名した相手国において、優れた低炭素技術・製品等の導入による温室効果ガス排出削減プロジェクトを実施し、削減効果を測定・検証・報告することで、排出削減効果を実証し、相手国での普及につなげる。	5-2 新エネ・省エネ	0424
14	国際連合工業開発機関拠出金	- (-)	555 (555)	300	平成25年度	1	国際連合工業開発機関(UNIDO)への拠出により、アフリカ等の開発途上国において当該技術の実証事業を実施。さらに、UNIDOが有する他の国際機関や開発途上国とのネットワークを活用して、実証例を他国への展開し、成功例の普及を促進する。 ※国際連合工業開発機関(UNIDO)とは、途上国における工業開発を促進し産業協力を推進することを目的に1967年に国連総会決議に基づく補助機関として発足し、1985年に第16番目の国連専門機関として独立した国際機関。	5-2 新エネ・省エネ	0444
15	温暖化対策基盤整備関連調査委託費	32 (31)	23 (0)	80	平成16年度	1	我が国におけるエネルギー起源CO2の排出抑制に向けた産業界の取組み(低炭素社会実行計画等)に関する実態把握・分析や各分野における排出削減対策のあり方・効果等に関する調査・分析を実施する。	-	0482
16	地球温暖化対策技術普及等推進事業委託費	1,014 (1,014)	320 (309)	500	平成22年度	1	相手国の省エネ・低炭素化を図るため、相手国の実情・ニーズに合わせて我が国の技術・製品等を導入する排出削減プロジェクトの発掘・組成を行い、当該プロジェクトにおける実現可能性や方法論(排出削減量の評価方法)案の検討、相手国政府に対する政策提言を行う。	-	0483
17	二酸化炭素削減技術実証試験事業費	4,393 (2,783)	9,202 (6,958)	16,620	平成21年度	1	大規模発生源からCO2(年間約10万トン規模)を分離回収し、地中(地下1,000m程度)に貯留する技術の実証を行うため、実証に必要な設備の設計・建設やCO2を貯留するための坑井掘削、さらにCO2の安全な貯留を担保するためのモニタリングシステムの構築を行う。	-	0484
18	二酸化炭素回収技術高度化事業費	480 (475)	402 (402)	702	平成22年度	1	CO2の分離・回収コストを大幅に削減するため以下の技術開発を実施する。 (1)二酸化炭素固体吸収材等研究開発事業 CO2の分離・回収技術の一つである化学吸収法に関して、高効率な回収が可能なアミン基を固体に担持した新規の固体吸収材の開発や、固体に担持する化学吸収液の評価を行う標準的な手法を開発する。 (2)二酸化炭素分離膜モジュール研究開発事業 石炭ガス化発電等で発生する比較的高い圧力を有するガスからCO2を分離・回収するのに有効な分離膜技術を開発する。	-	0485
19	認証排出削減量等取得委託費(エネ特)	6,503 (3,525)	5,023 (3,944)	57	平成18年度	1	京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)に基づき、京都議定書の削減目標(90年比▲6%)を達成するために国内対策を最大限努力してもなお生ずる不足分(▲1.6%:約1億トン)について、京都メカニズムを活用して、クレジットを取得することとされており、クレジットの取得は、同計画に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合機構(NEDO)に委託し行った。 平成26年度以降は、日本から支払った資金が適切に環境プロジェクトに使われているかについて確認する必要があるため、引き続き、当該確認作業を行う。	-	0486

20	二酸化炭素回収・貯蔵安全性評価技術開発事業費	880 (856)	700 (700)	953	平成23年度	1	二酸化炭素回収・貯蔵(CCS)の2020年の実用化に向け、CCSの安全な実施に必要な基盤技術として、地下深部に圧入されたCO2の挙動解析やCO2貯留時の挙動モニタリング技術の開発などを実施する。具体的には、貯留層内のCO2挙動解析技術として、弾性波等の探査データを解析し、貯留層の地質モデル化を行い、CO2長期挙動予測シミュレーション技術の開発を行う。また、モニタリング技術として、CO2圧入により地層(遮蔽層)に与える影響を観測する光ファイバーを使用したモニタリング技術など、現在主流の弾性波探査を補完する低コストで高精度のモニタリング技術の開発などを行う。	-	0487
21	二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業委託費	228 (182)	274 (233)	440	平成23年度	1	二国間オフセット・クレジット制度(JCM)の意思決定機関である二国間合同委員会(JC)の運営やクレジットの管理する登録簿等の制度の基盤整備・運用を行うとともに、制度の円滑な運営のため、国内外の類似制度の調査や人材育成等の事業を実施する。	-	0488
22	海洋油ガス田における二酸化炭素回収・貯蔵による石油増進回収技術国際共同実証事業費	39 (-)	321 (244)	160	平成24年度	1	地球温暖化対策の一環として、実フィールドとして、国内には適した油ガス層がないため、海外で火力発電所等からの二酸化炭素を回収しつつ、その二酸化炭素を輸送、圧入、貯留し、増進回収しえる油層を備えた油田において実証試験を行う。当技術を確認し、我が国企業等が世界各国の油ガス田へ適用することにより、世界規模での二酸化炭素排出削減が期待できるとともに石油天然ガスの効率的な開発が可能になる。	-	0489
23	地球環境国際連携事業	350 (315)	385 (361)	471	平成24年度	1	我が国の低炭素技術・製品を国際的に広く展開し、我が国が今後の国連交渉等の国際交渉を有利に進めていく上で、様々な国際機関と連携を図るとともに、国際枠組等を活用し、我が国の取組や地球温暖化問題に対する姿勢を効果的にアピールしていく。 具体的には、①二酸化炭素回収・貯蔵(CCS)の国際動向調査やISO規格化の実施、②国際エネルギー機関(IEA)の実施協定であるCTI(Climate Technology Initiative)を通じた途上国への技術移転協力、③地球温暖化対策技術による温室効果ガスの削減効果と経済効果についての分析等を行う。	-	0490
24	グリーン貢献量認証制度等基盤整備事業委託費	- (-)	676 (581)	620	平成25年度	1	国内クレジット制度の後継制度として環境省・農林水産省とともに実施している「J-クレジット制度」は、中小企業等の省エネ・低炭素投資による温室効果ガスの排出削減量をクレジットとして認証する制度であり、本事業はその制度運営や参加事業者のプロジェクト計画書の作成支援等を実施する。また、同制度におけるクレジット需要を開拓するために、各種制度との連携を図りつつ、クレジット活用推進事業を行う。	-	0492
25	「見える化」制度連携活性化事業費補助金	- (-)	168 (143)	120	平成25年度	1	本事業では、企業による、①製品のカーボンフットプリント算定及び②算定に基づくCO2排出量分のクレジットによるオフセット(相殺)を促進するため、国内におけるクレジットを活用する企業を支援する。また、環境配慮製品等に対する消費者意識の向上を図るため、オフセットを行った製品等に専用のラベルを添付し、当該製品等の普及を推進する仕組みを作る。これらの取組によって、クレジットの需要開拓を進めるとともに、国内のCO2排出削減及び低炭素投資(クレジット創出)を促進する。	-	0493
26	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度電子システム構築・広報事業	- (-)	- (-)	100	平成26年度	1	「温室効果ガス算定・報告・公表制度」は、事業所管大臣に提出された報告書を指定のフォーマット(Excelファイル)に入力・集計作業を行い、当該データを政府データベースに移行し、その集計結果をもとに分析を行っている。これまで事業者から報告された温室効果ガス排出量等の情報を手作業にて入力・集計作業を行っているところであるが、本事業では、事業者の利便性向上と当該制度の運用効率化を図るため、環境省と共同で電子申請システムを構築し、本制度の着実な執行を図る。	-	新26-0033
27	省エネルギー型リサイクルプロセス実証支援事業費補助金	- (-)	- (-)	150	平成26年度	1,2	資源・エネルギーの大宗を海外に依存する我が国において、資源・エネルギーの安定供給及び省資源・エネルギー化に資するため、リサイクルを推進する。また、リサイクルの省エネルギー化を推進し、廃棄物部門等由来の温室効果ガス排出量の削減を図る。	5-2 新エネ・省エネ	新26-0038
28	低炭素技術輸出促進人材育成事業費補助金	- (-)	- (-)	840	平成26年度	1	日本企業への受入研修及び海外の企業現場への専門家派遣等を通じて、①高効率火力発電等のエネルギーインフラの運転・保守管理を担う現地人材の育成、②現地工場における生産プロセスの省エネ化のための現地人材の育成を支援する。	-	新26-0065
29	二酸化炭素貯蔵ポテンシャル調査事業費	- (-)	- (-)	1,000	平成26年度	1	国内には合計で1,450億トン以上のCO2貯留ポテンシャルがあるとの試算がされているが、限られた基礎データに基づく推定であり、地質の不均質性を考慮すると、個々の候補地点の貯留ポテンシャルには大きな不確実性がある。このため、本事業では、大きなポテンシャルを有すると期待される貯留地点を対象として、弾性波探査、調査井掘削、地質モデル構築、貯留層総合評価等を行うことによって有望な貯留層を特定し、各地点の貯留層分布と貯留ポテンシャルを高い精度で把握する。	-	新26-0066
30	二酸化炭素固定化・有効利用技術実証支援事業	- (-)	- (-)	100	平成26年度	1	CCSIに用いられる分離・回収技術において、既存の技術を活用した新たな用途開拓等を行う。また、CCUは多様な技術が存在することから、有望な技術を実用化につなげることが我が国の温暖化対策の促進に重要であり、民間企業等が行うCCS又はCCUに関する技術であって、先進性や波及性等の高いものに対し、その実証に係る費用の1/2の補助を行う。	-	新26-0067

31	環境・エネルギー対策資金 (廃棄物処理・3R関連)	-	-	-	(中小)昭和 40年度 (国民)昭和 45年度	2	3Rや適正な廃棄物処理を進めるため、民間事業者等が3R関連施設や産業廃棄物処理施設を導入する際に低利融資を実施。	-	-
32	環境・エネルギー対策資金 (公害対策関連)	-	-	-	(中小)昭和 40年度 (国民)昭和 45年度	2	環境負荷物質の排出削減を図るため、民間事業者等による大気汚染防止・水質汚濁防止等の公害防止設備の導入に対して融資を実施。	-	-
33	環境・エネルギー対策資金 (自動車NOx・PM法・オフ ロード法関連)	-	-	-	(中小)平成 13年度 (国民)平成 13年度	2	環境負荷物質の排出削減を図るため、事業者による排出基準適合車の取得に対して融資を実施。	-	-
34	環境・エネルギー対策資金 (アスベスト関連)	-	-	-	(中小)平成 17年度 (国民)平成 17年度	2	アスベストによる健康被害を防止するため、民間事業者等によるアスベスト対策に対して融資を実施。	-	-
35	公害防止用設備に対する 固定資産税の課税標準の 特例措置(汚水・廃液処理 施設)	-	-	-	昭和35年	2	事業者が汚水・廃液処理施設を導入した場合、固定資産税の課税標準の特例措置が認められる。(特例率:1/6~1/2)	-	-
36	公害防止用設備に対する 事業所税の課税標準の特 例措置	-	-	-	昭和50年	2	事業者が一般公害防止用設備を購入した場合、事業所税の課税標準の特例措置が認められる。(特例率:1/4)	-	-